人事院規則九―五五―一四一

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
鹿児島県	（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）	四級地
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

備考１・２　（略）

二　（略）

改正前

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
鹿児島県	（略）	（略）	（略）
	奄美市笠利町大字和野字長浜金久三七四の四	大阪航空局奄美空港出張所	四級地
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

備考１・２　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。